

共済だより

令和5年10月発行 No.219



主な内容

「運動習慣等に関する意識調査」の結果	2
障害の状態になったとき～在職中でも年金を受給できます～	3
医療費の動向について	4
限度額適用認定証の交付申請はお早めをお願いします。	6
高額介護合算療養費の申請について	7
養育特例の手続きは お済みですか？	8
被扶養者認定・取消 Q&A	9
柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき	10
ジェネリック医薬品に変更された場合に 差額がある方に通知をお送りします	11
令和5年10月からの退職等年金給付における 基準利率等の値について	12
特定健康診査の受診はお済みですか？	13
歯科健診を受けましょう！	14
アイススケート・スキーリフト利用助成	15
家庭用常備薬品を特価にて斡旋します！	16
冬のボーナスは組合員貯金へ	17
そんな時は共済組合の貸付事業をご活用ください!!	18
「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」発行のお知らせ	19
エル・サポート・福井からのお知らせ	20
RIZAPのオンラインセミナーをアーカイブ配信します!	24

『道の駅 南えちぜん山海里』（南越前町）

RIZAPのオンラインセミナーを
アーカイブ配信します!

詳しくは巻末ページをご覧ください。

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

「運動習慣等に関する意識調査」の結果

たくさんの調査協力をいただき、ありがとうございました。

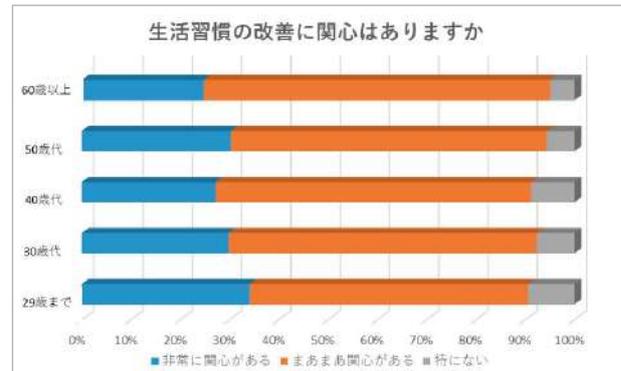
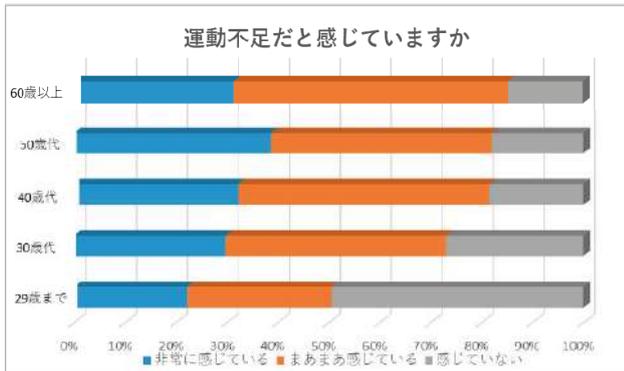
運動することを習慣化したいと考えている方は全体で89%、スポーツジムなどで運動することに興味を持っている方は全体で77%でした。

回答があった方のうち、当組合の「リフレッシュ施設利用助成券」を使用していない方で集計した結果、運動を習慣化されたい方は86%、スポーツジムなどで運動することに興味を持っている方は22%でした。

運動習慣を表す指数が地方公務員の全国平均より顕著に低い当組合ですが、機会があれば運動したいと考えている組合員の方が多くいらっしゃるのことがわかりました。

また、ご要望については、リフレッシュ施設助成券を使える施設を増やしてほしいというご意見が多くあり、健康づくりのためのアイデアなどもいただきました。

この調査結果を基に健康づくりのための施策を検討してまいります。



『道の駅 南えちぜん山海里』(南越前町)



北陸自動車道南条サービスエリア(上り)に隣接し、高速道路からも一般道路からも利用できる道の駅として令和3年10月にオープンしました。地元農産物直売所や6つの専門店が集まる飲食スペースのほか、3階にはキッズルームも設置されています。

また隣接する公園とロング滑り台でつながり、公園一体のエンターテイメント型道の駅として子どもから大人まで楽しめます。

道の駅周辺には花はす公園があり、少し足を延ばすと今庄宿や北前船主の館右近家などもありますので、是非、道の駅にお越しいただき、南越前町をお楽しみください。

(令和5年8月31日現在)

お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300

健康管理課 0776-52-7301

年金課 0776-52-7303

越路 0776-77-3151

組合の状況

組合員数	13,890 人
(男)	6,054 人
(女)	7,836 人
任意継続組合員数	157 人
被扶養者数	7,883 人
平均標準報酬月額(短期)	303,199 円
(厚年)	348,631 円
(退年)	348,539 円

障害の状態になったとき

～ 在職中でも年金を受給できます！ ～



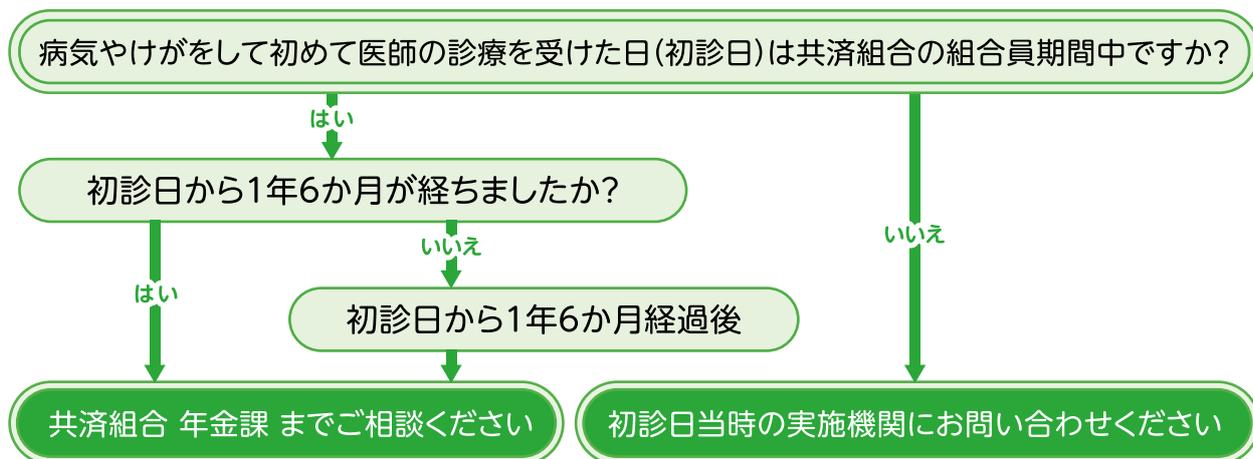
障害厚生年金は、組合員である間に初診日がある病気やけがが原因となって、障害等級が1級・2級または3級に該当する障害の状態になり、かつ保険料納付要件を満たしているとき(※)に支給されます。

なお、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったときは、原則として国民年金制度の障害基礎年金も支給されます。

(※) 初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ、保険料の納付要件を満たすことになります。

障害厚生年金の受給資格

下記のフローチャートでご確認ください。



障害厚生年金の支給要件

次のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。



① 障害認定日において障害の状態にあるとき

組合員である間に初診日(注1)があり、かつ、障害認定日(注2)において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態(注3)にあるとき

② 障害認定日後に障害の状態になったとき(事後重症制度)

障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき

③ 他の障害と併合して初めて該当するとき(基準障害制度)

組合員である間に初診日のある傷病による障害「基準傷病」と、その他の傷病(基準傷病の初診日以前の傷病に限る)による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったとき

(注1) 初診日とは、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日(その期間内に傷病が治ったとき、またはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったとき(下欄「障害認定日の特例について」参照))をいいます。

(注3) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、県から交付される身体障害者手帳等との等級とは異なり、厚生年金保険法及び国民年金法で定められた認定基準をいいます。

障害認定日の特例について

原則として、初診日から1年6か月を経過した日を障害認定日としていますが、人工透析の開始や人工骨頭等の挿入置換、心臓ペースメーカー等の装着など、特例が適用される場合がありますので、共済組合までご連絡ください。

<お問合せ先 年金課>

共済だより R5.10

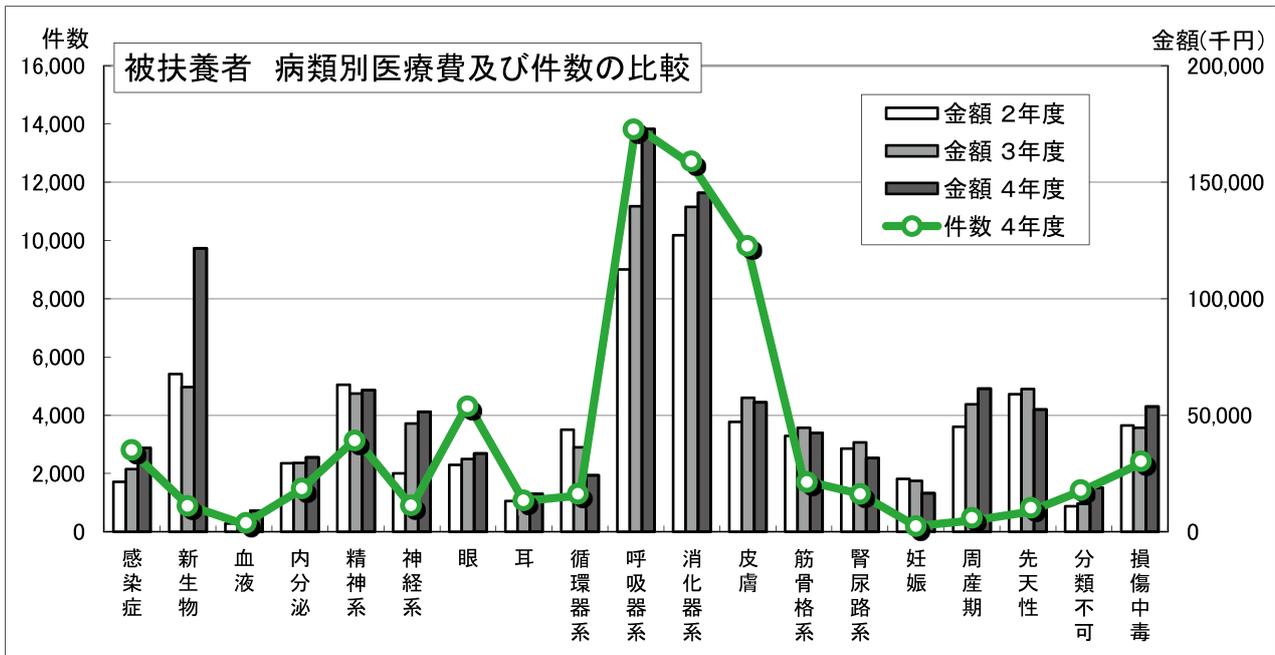
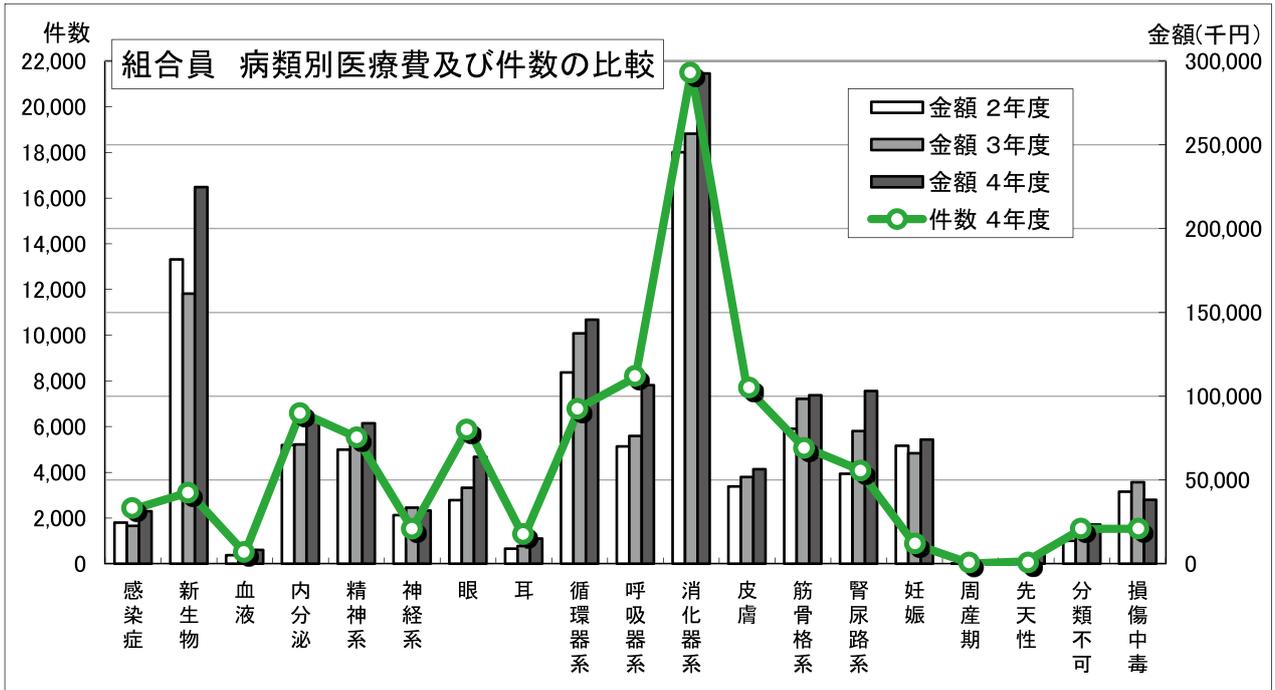
医療費の動向について — 組合員数の増加に伴い増加 —



令和4年度は10月に短期組合員が約3,500人加入され、組合員数の増加に伴い医療費(保健給付)は増加しました。

医療費は診療月の2か月後に請求されるため、令和4年度の組合員数増加による影響は実質4か月分となりますが、医療費(保健給付)は前年度に比べ約21.0%(約4億7,500万円)増加しました。

令和4年度の病類別医療費の順位は前年度と変わらず、組合員:1位 消化器系、2位 新生物、3位 循環器系、被扶養者:1位 呼吸器系、2位 消化器系、3位 新生物の順で高くなっています。



主な疾患・症状	新生物	胃癌・大腸癌・乳癌・肺癌・白血病・良性新生物	循環器系	高血圧・心筋梗塞・心不全・脳梗塞・脳内出血
	呼吸器系	急性鼻咽頭炎(かぜ)・肺炎・アレルギー性鼻炎・喘息	消化器系	う蝕(むし歯)・歯周疾患・胃炎・胃潰瘍・肝炎・膵炎・胆石
	筋骨格系	腰痛症・神経痛・骨粗鬆症 慢性関節リウマチ・五十肩	損傷中毒	骨折・熱傷・外因の影響による損傷

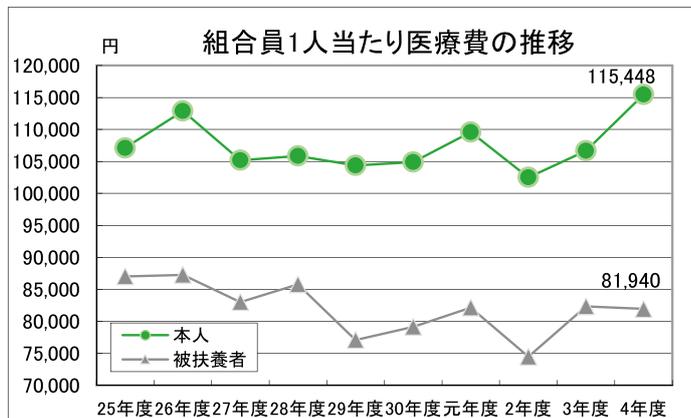
組合員1人当たり医療費

医療費の状況を把握する際の代表的な指標の一つであり、1年間の総医療費を平均組合員数で除した金額です。

本人・被扶養者ともに令和2年度には新型コロナウイルスの影響による減少が見られます。

組合員本人の1人当たり医療費は、令和4年度に増加しましたが、外来診療の増加によるものです。令和4年10月に短期組合員が約3,500人加入したことにより、組合員の平均年齢が約3.1歳上がったことが増加の原因と考えられます。

被扶養者については、入院・外来とも医療費はほぼ前年度程度となりました。短期組合員の加入に伴い分母が増えましたが医療費の総額は小さな伸びとなったことから、1人当たりの医療費は微減となりました。



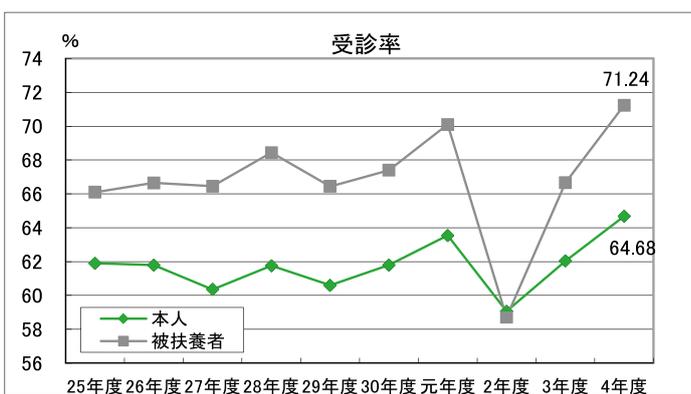
医療費の要素

● 受診率の推移

受診率は、健康を害している人がどの程度いるかを示す指標で、年間の受診件数を年間延べ組合員数・被扶養者数で除した割合です。

医療を受ける側の受診動向や感染症の流行などの疾病構造等に依存しやすいため、令和2年度には、新型コロナウイルスの影響により医療提供体制が制限されたことや、受診控えが発生したことにより、組合員本人、被扶養者ともに顕著な減少が見られます。

令和4年度は、新型コロナウイルスの第7波、第8波の影響で組合員本人、被扶養者ともに増加しました。

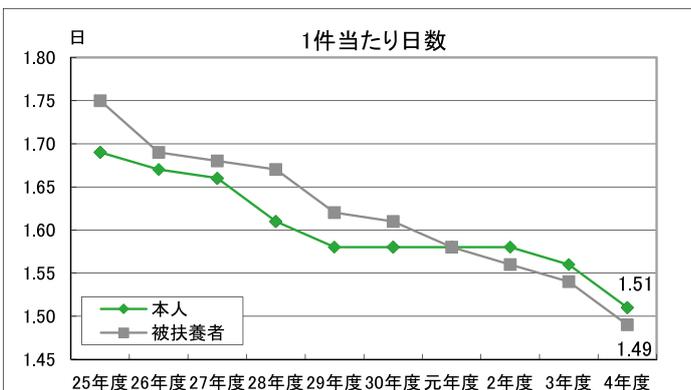


● 1件当たり日数の推移

組合員本人、被扶養者ともに減少傾向にあります。

患者の受診動向や疾病の種類、医療機関における診療行為など、医療を受ける側による要因、並びに、医療供給側による要因の両方の影響を受けやすいと考えられています。

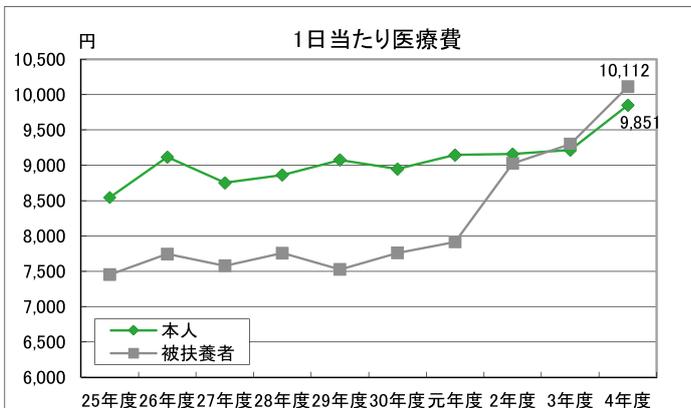
診断技術の向上によるがんの早期発見をはじめ、内視鏡手術、抗がん剤などの効果的な治療法の導入により入院が短期化していることや、診療報酬制度上の入院基本料の加算要件である平均在院日数要件が影響しているものと考えられます。



● 1日当たり医療費の推移

1日当たり医療費は、金額が高いほど重症化・慢性化した疾病を抱える方が多いことを表す指標ですが、医療供給側の診療行為などの要因に依存しやすいと考えられます。

組合員本人、被扶養者ともに増加傾向にあります。令和4年度は新型コロナウイルスの第7波、第8波で感染した組合員、被扶養者が多く発生したことが影響しているものと考えられます。



令和2年度から会計年度任用職員の方が加入され、2年度、3年度で組合員数が約1,000人増加し、また、令和4年10月には約3,500人の短期組合員が加入され、組合員数・被扶養者数ともに増加しております。同時に令和2年度から新型コロナウイルスの影響を強く受け、医療費の動向を見極めることが難しい局面となっております。

医療費の抑制は重要課題ではありますが、組合員と被扶養者の皆様に健康を維持していただくことが何よりも重要です。

疾病の早期発見・早期治療を心掛けていただき、健康診断や人間ドックで精密検査や治療が必要とされた場合は、必ず医療機関を受診してください。

〈お問合せ先 健康管理課〉

共済だより R5.10

限度額適用認定証の交付申請はお早めをお願いします。

医療機関等で保険診療を受診され窓口での支払いが高額になることが想定される場合は、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付申請を行ってください。

限度額適用認定証を医療機関等の窓口で提示することにより、自己負担額の上限が自己負担限度額までとすることができます。

限度額適用認定証交付申請書は、各所属所の共済組合事務担当課を通じて当組合へ申請していただくこととなっています。

なお、70歳以上75歳未満で自己負担割合が2割の方は、当組合が発行する「高齢受給者証」を提示していただくことで同様の窓口負担となりますので、限度額適用認定証の交付申請を行う必要はありません。ただし、70歳以上75歳未満の方でも、自己負担割合が3割であり、かつ所得区分が一定以上所得者（標準報酬の月額が83万円以上を除く）の場合は、限度額適用認定証が必要となりますのでご注意ください。

また、限度額適用認定証の提示が医療機関等の会計処理に間に合わない場合は、自己負担限度額が適用できないことがありますので、限度額適用認定証の交付申請はできるだけお早めに行ってください。

限度額適用認定証の有効期限

原則、交付を希望した月の初日から7か月間です。ただし、組合員が市町村民税非課税の場合は、交付を希望した月の初日から7か月間、もしくは7月31日までのどちらか早い方となります。

自己負担限度額の計算例（70歳未満）

標準報酬の月額	適用区分	限度額計算方法
830,000 円以上	ア	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1/100
530,000 円～790,000 円	イ	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1/100
280,000 円～500,000 円	ウ	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1/100
260,000 円以下	エ	57,600 円
低所得者（市町村民税非課税等）	オ	35,400 円

<お問合せ先 健康管理課>

共済組合事務担当者会議を開催しました



嶺北会場（福井県自治会館多目的ホール）



嶺南会場（パレア若狭研修室A・B）

7月27、28日に、県内2会場において共済組合の実務担当者を対象とした共済組合事務担当者会議を、座席の間隔を広く取り、会場の換気を行うなど新型コロナウイルス感染予防に配慮し開催しました。

嶺北、嶺南併せて35所属所、59名の担当者の方に参加いただき、各事業の事務手続き上のポイントや改正点を中心に説明させていただきました。

<お問合せ先 総務企画課>

高額介護合算療養費の申請について

医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあつては、高額療養費等の支給を受けてもなお、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額(高額療養費等の差し引き後)の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが設けられています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は申請してください。

● 支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

● 支給対象となる方

基準日(7月31日)に医療保険上の世帯(共済組合にあつては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。)内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の**自己負担額(高額療養費・附加給付等の差し引き後)**の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

● 支給

制度ごとに按分して、医療保険(共済組合)からは「高額介護合算療養費」が、介護保険(市町村)からは「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

所得区分	合算算定基準額(年間における自己負担限度額)	
	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬の月額 530,000円～790,000円	1,410,000円	1,410,000円
標準報酬の月額 280,000円～500,000円	670,000円	670,000円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000円	560,000円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)		190,000円

※対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

★ 自己負担額の合計が基準額を超える方へ…申請手続きについて…

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの介護に係る領収書等や当組合が発行する「医療費通知書」等を確認のうえ、**高額療養費・附加給付等を差し引いた後の自己負担額との合計が上表の額を超える場合は**、市町村の介護保険の窓口へ『介護自己負担額証明書』の交付申請を行ってください。共済組合へ的高額介護合算療養費の申請に必要となります。

なお、申請を希望される場合は、事前に所属所の共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課へお問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

養育特例の手続きは お済みですか？



「養育特例」とは、3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育開始日の前月(基準月)の標準報酬月額(= 従前標準報酬月額)よりも下回った期間において、将来年金の額を算定する際に、従前標準報酬月額に基づき算定できる特例制度です。

◆ 申出が必要です!

養育特例を受けようとする場合には、組合員本人からの申出が必要です。
申出書の様式は、各所属所の共済組合事務担当課(総務課・職員課など)で入手してください。

◆ 時効があります! (2年)

養育特例は、申出から2年まで遡って適用することができます。たとえば、令和3年10月時点で養育特例の対象となっている場合、令和5年10月末までに申請書の提出がなければ令和3年10月は、時効により養育特例の対象外となってしまいますのでご注意ください。

◆ 掛金(保険料)・短期給付の算定は実際の標準報酬月額で…

養育特例は、あくまで、将来年金の額を算定する際に、実際の標準報酬月額を従前標準報酬月額に置き換えて適用させるものです。そのため、毎月の短期掛金や厚生年金保険料などは、実際の標準報酬月額に基づいて徴収されます。養育特例の申請を行うことで、掛金等の額が従前標準報酬月額に基づいて算定されるわけではありません。

また、短期給付・各種手当金についても、実際の標準報酬月額に基づいて算定されます。

※対象となる子の人数や産休・育休による掛金等免除期間の有無によって取扱いが異なりますので、まずは、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課までお問い合わせください。

育児休業手当金・介護休業手当金の上限額について

育児休業手当金及び介護休業手当金につきましては、それぞれの計算式に基づき給付日額(1日あたりの支給額)を算出します。

ただし、計算に用いられる標準報酬の月額や給付日額には、雇用保険法の規定に準じた上限額があり、雇用保険法が毎年8月1日より変更されることから、この上限額も毎年見直されています。

令和5年8月1日からの上限額については、それぞれ次のとおりです。

区 分	給付日額	
育児休業手当金	育児休業の期間が180日に達するまでの期間の方 ※1	14,097 円
	育児休業の期間が180日を経過した方 ※2	10,520 円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額		470,000 円

★育児休業手当金

給付日額(1日あたりの支給額)
 ※1 標準報酬の日額 × 67/100
 ※2 標準報酬の日額 × 50/100
 標準報酬の日額 = 標準報酬の月額 × 1/22 (10円未満四捨五入)

区 分	給付日額
介護休業手当金	15,513円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	
530,000 円	

<お問合せ先 健康管理課>



被扶養者認定・取消 Q&A



被扶養者認定の取り扱い基準については定期的にご案内しておりますが、今回は収入のある被扶養者の認定手続き事例をQ&A形式にしました。

Q 配偶者は、現在の会社を退職し、無職無収入となる予定です。退職後、雇用保険法による基本手当を受給する予定ですが、組合員の被扶養者として認定してもらえますか？

A 退職日の翌日を起算点として、1年間の収入推計額が認定基準額の130万円未満（60歳以上の方は180万円未満）であれば、被扶養者としての基準を満たします。ただし、基本手当の日額が3,612円以上（60歳以上の方は5,000円以上）である場合、基本手当の受給開始日より認定取消となります。被扶養者の手続きを行う際には、基本手当の日額や受給開始日の確認のため、雇用保険受給資格者証の両面の写を提出してください。また、基本手当の受給終了後に無職無収入または収入推計額が認定基準額を下回っていれば、受給終了日の翌日より認定します。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職した場合や、被扶養者として認定されている方が就職などにより資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証等」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の医療機関等の受診について

- ◆ 資格喪失後に医療機関等を受診する場合は、新たに加入した健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証を窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。
- ◆ 新たに加入する健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証が交付されるまでの間に医療機関等を受診する場合は、窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。



資格喪失後に組合員証・被扶養者証を使用して、医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費の全額を返還していただくことになります。

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるときには、組合員証が使える場合と使えない場合があります。

負傷内容や原因等をはっきり伝えて施術を受けるようにしましょう。



組合員証が使える場合

柔道整復師	急性または亜急性の外傷による打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） 骨折・不全骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
鍼灸	神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛 ※鍼灸の施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。
マッサージ	筋麻痺、関節拘縮等（改善などの治療効果が期待できる場合） ※マッサージの施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。

組合員証が使えない場合の例 → 全額自己負担となります

柔道整復師	日常生活のなかの疲れ・肩こり・腰痛 スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり 脳疾患後遺症などのリハビリ 症状改善のみられない長期の施術 以前負傷した部位の痛み 原因不明の痛みや違和感 加齢による身体の痛み 外科・整形外科で受診中、同時に柔道整復師施術も受ける場合
-------	---

柔道整復師にかかるときは次の点に注意しましょう

◆ 原因を正しく伝えましょう

何が原因でケガをしたのかをきちんと伝えましょう。

また、交通事故など第三者行為で健康保険を使う場合は、共済組合に連絡してください。

◆ 「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう

組合員証で施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要です。

記載されている傷病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。

また、領収書も必ずもらうようにしましょう。

◆ 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをおすすめします。

施術内容の確認にご協力をお願いします

共済組合では、医療費適正化の観点から、柔道整復師・鍼灸・マッサージの受診に係る施術内容などの確認を「株式会社オクス」に委託しております。施術内容や負傷原因などを皆様に照会させていただく場合がありますので、お手元に照会文書が届いたときには期限までにご回答くださるようご協力をお願いします。

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品に変更された場合に 差額がある方に通知をお送りします



ジェネリック医薬品を利用することは、日本の優れた医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

共済組合では、将来の医療保険制度を守るためジェネリック医薬品の普及に取り組んでおり、10月下旬に、下記の対象者へ所属所経由で「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。

特に高血圧症などの治療が長期にわたる慢性疾患の方ほど差額は大きくなりますので、ジェネリック医薬品の使用について医師とご相談ください。

★ 通知対象者

今年の4月から6月までの間に調剤薬局でお薬を受け取った方で、自己負担額が一定額軽減する可能性がある方。
(対象期間にお薬を処方された方全員に通知するわけではありません。)

★ 通知の見方

共済 太郎 様
(999- 9- 9999- 999999999)

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、
軽減可能な金額の目安です。

共済 太郎様が平成99年99月処方分を
ジェネリック医薬品に切り替えた場合

ジェネリック医薬品のお知らせ

最大 556円 軽減可能です

平成99年99月 の処方実績				ジェネリック医薬品に切り替えた場合			
薬局/病院名/先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名※②	製薬会社名 ※②	削減可能額 ※③	切替後 支払額
共済調剤薬局							
〇〇錠5	56.80	60.0錠	¥ 1,022	△△△△錠5mg 「□□□」	□□□薬品	¥ 556	¥ 466

この月に処方されたお薬(先発医薬品)の分で試算
しています。薬局または病院ごとにお薬名やお薬
代など記載しています。

処方されたお薬(先発医薬品)から切り替えること
ができるジェネリック医薬品の名称等です。
最大3種類記載していますが、他にも切り替えがで
きるお薬が存在することがあります。

処方箋



まずは医師や薬剤師にご相談ください!

症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使用できない場合があります。
まずは、医師や薬剤師にご相談ください。

オンライン資格確認等システムによる 旧保険者からの特定健診情報提供の不同意について

オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているものであり、機能の1つとして、当組合加入前に加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)にて実施された特定健康診査(以下「特定健診」という。)の情報を、当組合に提供することが可能となっています。

この提供にあたっては、オンライン資格確認等システムを用いて当組合が旧保険者から特定健診情報の提供を受ける場合に限り、当組合又は旧保険者は組合員又は組合員であった者の同意を得ることは不要とされており、

一方、組合員が、旧保険者で実施した特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムにより当組合に提供することを希望しない場合は、組合員より当組合に対して「オンライン資格確認等システム特定健診情報不同意申請書」※を提出することで、当組合は、旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。

*申請書はお勤めの市町の共済組合事務担当課にございます。

●提供されない具体的な情報項目●

特定健診受診年月日、特定健診情報(身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等)

●不同意による効果と留意事項●

申請書の提出をもってオンライン資格確認等システム上に設定を行い、当組合が、組合員が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健診情報が閲覧できないようにします。

<お問合せ先 健康管理課>

共済だより R5.10

令和5年10月から退職等年金給付における 基準利率等の値について

退職等年金給付(年金払い退職給付)に関する基準利率については、毎年9月30日までに当年10月から翌年9月までの率を地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

これにあわせ、基準利率を算定基礎とする終身年金現価率及び有期年金現価率も変更されます。

今般、地方公務員共済組合連合会の定款が変更され、令和5年10月から令和6年9月まで適用される率が定まりましたので、お知らせします。

1

基準利率

0.07%



2

年金現価率

終身年金現価率			有期年金現価率		
年齢	R4.10～ R5.9	R5.10～ R6.9	支給 残月数	R4.10～ R5.9	R5.10～ R6.9
60歳	27.261629	27.052936	120月	9.989841	9.964513
65歳	22.972879	22.821764	240月	19.959725	19.859541

※上記以外の年金現価率については「地方公務員共済組合連合会」のホームページを確認ください。

基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率等に関する詳細はこちら

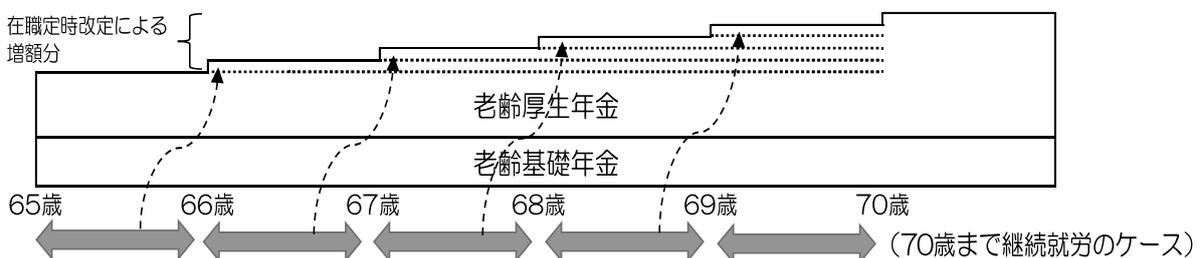
<https://www.chikyoren.or.jp/>

トップページの「年金関連情報→年金財政関係→年金払い退職給付(退職等年金給付)
→地共連の定款で定める事項(基準利率等)」からご覧いただけます。

65歳以上の在職受給権者について、 在職定時改定が行われます

年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図るため、65歳以上で在職中の方については、毎年10月に年金額の改定が行われます。

在職定時改定は、毎年1回、基準日(9月1日)において厚生年金の被保険者として在職中の方の年金額を、8月までの加入実績に応じて、10月分の年金(12月期支給)から改定します。



<お問合せ先 年金課>

40歳以上75歳未満の任意継続組合員及び被扶養者のうち 特定健康診査の受診券が届いた皆様へ

特定健康診査の受診はお済みですか？



生活習慣病は自覚なく進行し、気づいた時には重症化していることがあります。
早期発見のため、ぜひ特定健康診査を受診していただきますようお願いいたします。

STEP
1

特定健康診査の受診方法を選び予約する(予約不要な場合もあります)

① 集団健診で受診

お住まいの市町が行う集団健診の会場で受診できます。健診日程等の詳細は、お住まいの市町へご確認ください。

② 医療機関で受診

当組合と契約している約300か所の病院等で受診できます。必ず予約して受診ください。

③ 勤務先等の健診受診

お勤め先等で健診を受ける場合、健診結果の写しを当組合に提出すると、特定健診を受診したことになります。

STEP
2

特定健康診査を受診する STEP 1 の①または②の場合

健診費用は**無料!**
当日は、組合員証と受診券をお持ちください。

受診方法等詳細につきましては、5月送付の受診券に同封した冊子『令和5年度特定健康診査のご案内』をご確認ください。

受診券等を紛失された場合は再発行いたしますので、共済組合健康管理課までご連絡ください。

STEP
1

STEP 1 の③に
該当する場合はこちら!

特定健康診査受診券を使用せずにお勤め先等で健診を受けた方で、
健診結果を当組合に提出いただいた方に

QUOカード500円分を進呈します!

次の①②に該当する方は、提出書類を揃えて受診券送付時に同封している返信用封筒で共済組合へ送付してください。

① 令和5年度中に①または②のいずれかを受ける方

- ① お勤め先等での健康診断
- ② 共済組合の助成を受けない人間ドック

② 令和4年4月1日時点で福井県市町村職員共済組合の被扶養者であった方で、令和4年度中に①または②のいずれかを受けた方

- ① お勤め先等での健康診断
- ② 共済組合の助成を受けない人間ドック
(令和4年度分の健診結果を、すでに共済組合にご提出いただいた方は除きます。)

● 提出書類 ●

- ① 健診結果票のコピー
- ② 特定健康診査質問票
- ③ 特定健康診査受診券
(令和5年度分の結果を提出する場合)

※ 詳細については、受診券送付時に同封している冊子『令和5年度特定健康診査のご案内』をご確認ください。



<お問合せ先 健康管理課>

歯科健診を受けましょう!

助成対象となる組合員が、福井県歯科医師会加盟の歯科医院で歯科健診を受診する場合、共済組合がその費用を負担します。

初期症状の少ないむし歯や歯周病は、痛みなどの自覚症状が出る頃にはかなり悪化していることがありますので、早期発見が重要です。定期的に歯科健診を受診することで早期発見につながります。

助成対象となる方には、7月上旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」をお届けしておりますので、お手元に届いている方は、ぜひ歯科健診を受診してください。

「歯科健診助成事業」のご案内

★対象者 当年度中に27・33・36・45・55歳に達する組合員
(任意継続組合員・被扶養者を除く。)

★実施期間 令和5年7月1日 から 令和6年1月31日 まで

★回数 1人1回

★費用 **無料** (歯科健診にかかる費用を助成します。)

※ 歯科健診以外の費用 (下記参照) は自己負担となります。

- ・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用
- ・定期的な歯科健診の費用 (定期健診と内容が異なるため)
- ・フッ素塗布、クリーニング、矯正 等

★受診方法について 「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のHPをご覧ください。

▶ 当組合HPもご覧ください

<https://www.fukui-kyosai.jp/>



★実施場所

ご案内同封の「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院

対象者には7月上旬に封筒をお届けしています。

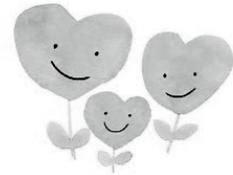


こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思っているのに、ためらっていませんか?

当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」は、メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。



電話でのご相談

お気軽にご利用ください

フリーダイヤル **0120-86-3-291**

(ハロー みんなの ふくい)

メールでのご相談 発信アドレスあて回答します。(ご相談内容によっては時間を要する場合があります。)

福井県市町村職員共済組合専用アドレス

<https://consult.t-pec.co.jp/service/f181a6>

右の二次元コードからもアクセスできます。お気軽にご利用ください。▶



★ 福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスした場合、トップページのバナーをご利用ください。

<https://www.fukui-kyosai.jp/>

メンタルヘルス専用アドレス	ユーザー名	パスワード
https://t-pec.jp/websoudan/	863291	863291

※ プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合は除きます。

※ ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

冬を思いっきり楽しもう!

アイススケート・スキーリフト利用助成



この冬も、アイススケート利用助成・スキーリフト利用助成を下記の内容で実施する予定です。
詳細につきましては、別途各所属所の共済事務担当課へ通知いたします。
冬ならではのスポーツを楽しみましょう!

新型コロナウイルス感染症の状況により、対象施設及び
助成対象期間が変更となる場合があります。

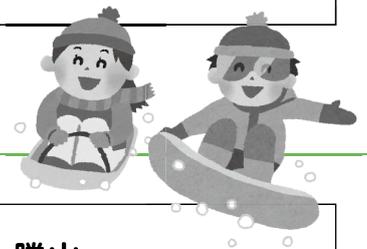
10月28日
オープン予定!



アイススケート利用助成

対象施設	ニューサンピア敦賀 アイススケート場
助成対象期間	令和5年10月28日(土)～令和6年5月6日(月) 予定
助成内容	組合員及びその家族が、窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると施設入場料から助成券1枚あたり400円が差し引かれます。(貸靴料等は助成対象外です。)
利用助成券	令和5年度の「リフレッシュ施設利用助成券(400円×5枚)」をお使いください。 令和6年4月1日以降は、令和6年度の助成券をお使いください。

スキーリフト利用助成



予定対象施設	九頭竜スキー場、和泉スキー場、スキージャム勝山、 新保ファミリースキー場、国境高原スノーパーク
助成対象期間	令和5年12月1日(金)～令和6年3月31日(日) (ただし、営業の状況については各スキー場にお問合わせください。)
助成内容	組合員及びその家族がリフト券を購入する際、販売窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると、指定スキーリフト券の料金から助成券1枚あたり400円を差し引いた金額で購入できます。
利用助成券	令和5年度の「リフレッシュ施設利用助成券(400円×5枚)」をお使いください。

<お問合せ先 健康管理課>



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、秋から冬にかけて、かぜ薬や運動不足解消に簡単な運動グッズなど、家庭に常備しておく役に立ちそうな医薬品等を取り入れ100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法	FAXまたは郵送 共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。 ※申込先は販売会社へ直接申込みです。FAX送信先にご注意ください。
申込みの際の注意	①「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。 ②FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。
代金の支払方法	商品到着後、同封の振込用紙により、コンビニエンスストアからお振込みください。
申込締切日	令和5年11月10日(金)

今回のおすすめ商品

健康ローラー リリースローラー ミニ

リラックス効果もありますよ

寒くなっていく季節、リリースローラーは、筋膜をリリースする効果があるので、疲れている筋肉の疲労回復に効果的です。血行促進効果もあるので、冷え性やむくみの改善にも効果的です。



「健康こんぱす」のお知らせ

当共済組合のホームページから閲覧できるコンテンツ「健康こんぱす」では、疾病予防や運動、レシピなどのさまざまなヘルスケア情報を毎月更新しています。

共済組合ホームページ(<https://www.fukui-kyosai.jp>)のトップページにバナーが掲載されていますので、是非ご家族でご覧ください。

★現在の掲載記事★

- 生活習慣病ドリル
- やさしい筋トレ教室
- 快眠でココロすこやかに
- 新しい家族防災
- 料理初心者を応援!お手軽レシピ

共済組合HPは
こちら!



組合 HP 下部の
このバナーから!

健康こんぱす
Health Compass



共済だより7月号で閲覧用パスワードをお知らせしたところですが、
閲覧のためのパスワードは不要となりました!

<お問合せ先 健康管理課>

冬のボーナスは組合員貯金へ

年利**0.8%**
(半年複利)

いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます。

冬のボーナスの積立は、賞与から自動的に天引きできる、「賞与積立」がおすすです!!

積立額を変更する場合は、変更届に記入・押印のうえ、所属所担当課へ提出してください。

※利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。

◆ 払戻日スケジュール ◆

年末年始の払戻日にご注意ください!

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。

ただし、祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)は払戻ができません。

「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前(土日・祝日は除く。)までに共済組合へ提出してください。

<10月から1月までの払戻注意日>

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
10月10日(火)	10月 5日(木)
11月 7日(火)	11月 2日(木)
11月24日(金)	11月21日(火)
12月27日(水)	12月25日(月)
1月 5日(金)	12月28日(木)

特に左記の払戻注意日は、払戻請求書の必着日にご注意ください。

※11月3日(金)は、祝日のため払戻ができません。

←年内最終の払戻日

←新年最初の払戻日



※ 郵便物の配達は、投函から3日程度要しますので、払戻指定日の受付期限に間に合うよう、余裕をもってご提出ください。なお、所属所共済組合事務担当課への提出期限についても、併せてご注意ください。

◆ 組合員貯金残高通知書をお届けします ◆

9月末利息計算後の組合員貯金残高を記載した「組合員貯金残高通知書」を、所属所を通じて、組合員の皆様へ10月中にお届けする予定です。(任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。)令和5年度上半期(令和5年4月～令和5年9月)の入出金状況等を記載していますので、ご確認ください。

【組合員貯金残高通知書の見方】

令和〇年10月12日

組合員貯金残高通知書
普通貯金残高通知書

上半期利息を元本に組み入れました。

税区分	の残高	=	の残高	+	差引積立額	+	税込利息額	-	所得税額
課税	〇.9.30 340,579		〇.3.31 0		340,000		726		147

決算日	利率 (%)	税率 (%)	非課税限度額 (万円)
〇.9.30	0.8	20.315	

現在登録されているあなたの振込先は下記の通りです。

銀行名	〇〇銀行	
支店名	〇〇支店	
預金種目	普通預金	
口座番号	1234567	
名義人	キウサイ 知ウ	
(所属所)	(証番号)	(郵便番号)

現在、払戻金の振込先となっている登録口座です。間違いがないか確認をお願いします。

お積立等明細					
日付	種別	金額 (円)	日付	種別	金額 (円)
〇.4.21	給与積立	10,000	〇.9.22	一部払戻	70,000
〇.5.20	給与積立	10,000			
〇.6.21	給与積立	10,000			
〇.6.30	賞与積立	50,000			
〇.7.13	臨時入金	300,000			
〇.7.21	給与積立	10,000			
〇.8.19	給与積立	10,000			
〇.9.21	給与積立	10,000			

(注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

<お問合せ先 総務企画課>



臨時に資金が必要になった…

そんな時は共済組合の貸付事業をご活用ください!!

共済組合では、組合員の皆様が臨時に資金を必要とする場合に、資金を貸付け、分割(給与天引き)によりご返済いただく貸付事業を行っています。

ご自宅の新築・リフォーム費用、自動車の購入費用、結婚式の費用、お子様の入学・修学の費用等様々な用途にご利用いただけますので、ぜひ共済組合の貸付事業をご検討ください。

貸付種類:住宅貸付
 最高限度額:組合員期間に応じて1,800万円
 償還例:500万円貸付の場合
 給与償還額 20,978円
 賞与償還額 41,956円
 償還回数 198回



新築・リフォームをしたい!

貸付種類:結婚貸付
 最高限度額:200万円
 償還例:100万円貸付の場合
 給与償還額 14,428円
 償還回数 72回



子の結婚費用が必要!

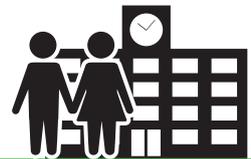
利率は全て1.26%!

貸付種類:普通貸付
 最高限度額:200万円
 償還例:150万円貸付の場合
 給与償還額 17,475円
 償還回数 90回



新しい車が欲しい!

貸付種類:修学貸付
 最高限度額:180万円(1学年毎)
 償還例:80万円貸付の場合
 給与償還額 5,767円
 償還回数 150回



子の修学費用が必要!

貸付事業のここがポイント!



- ・余裕資金ができた場合、いつでも**繰上返済が可能**です。**手数料はかかりません。**
(一部返済か全額返済かをお選びいただけます。)
- ・お申し込みの際、保証料等は不要です。保証人も不要です。
- ・住宅貸付の**抵当権の設定は不要**です。
- ・修学貸付や結婚貸付等の場合、申込書類が共済組合に到着してから**最短1週間程度で貸付可能**です。

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に応じて定められます。

※ 令和5年10月からの、退職等年金給付の基準利率改定に伴う貸付利率の変更はありません。

※ 貸付申込方法等の詳細については、ホームページでご確認いただけます。

※ 会計年度職員等任期の定めのある組合員については償還金額等の取扱いが異なりますので、必ず事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合までご相談ください。

<お問合せ先 総務企画課>

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」 発行のお知らせ

租税特別措置法の規定により住宅取得等特別控除を受けられる方を対象として、次の区分により「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を発行します。

① 平成24年1月1日から令和4年12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

令和5年11月中旬頃に、令和5年12月末日現在の未償還(予定)残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、年末調整にご利用ください。

② 令和5年1月から令和5年12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

令和6年1月中旬頃に、令和5年12月末日現在の未償還残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、確定申告にご利用ください。

③ 前記に該当しない方で住宅取得等特別控除を受けられる方

前記1、2に該当しない方で「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を必要とする場合は共済組合総務企画課までお問い合わせください。

- ※ 当組合のデータ管理において、「住宅借入金等特別控除」の適用条件全てを把握することができないため、平成24年1月1日以降に住宅等貸付を受けた方全てに年末残高証明書を発行しています。「住宅借入金等特別控除」の対象とならない方の証明書も含まれていますので、不要な方は、理由を付して共済組合へお返しください。次年以降は送付しないようにします。
- ※ 一部または全額繰上償還をした場合は、住宅取得等特別控除を受けられない場合があります。
- ※ 住宅取得等特別控除を受けるための条件等は、最寄りの税務署で確認してください。

<お問合せ先 総務企画課>

協定保養所の休館について

当共済組合の協定保養所である下記の宿泊施設は、修繕及び改修のため、休館しますのでお知らせします。

施設名	休館の期間等
大洗鷗松亭(茨城県)	令和5年10月1日から令和6年6月30日まで休館します。 令和6年7月1日から営業再開予定です。

<お問合せ先 健康管理課>

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エール・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、今秋予定しております生活サポートプラン等の保険募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱い保険

ア. 生活サポートプラン	イ. 医療保障保険(医療特約)	ウ. Wide医療	エ. 職場復帰支援制度
オ. 三大疾病支援制度	カ. つなぎ積立年金	キ. 傷害総合保険	ク. 所得補償保険
ケ. ゴルファー保険	コ. 団体地方公務員賠償責任保険	サ. 一時払退職後終身保険	シ. リレー定期
ク. 退職後医療保障保険	セ. 退職後三大疾病支援制度	ソ. 一時払退職後傷害保険	

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

ア. 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部課署コード、職員番号、送金先口座情報
イ. 組合員各位の転出・転入情報 ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

利用目的	共済組合から保険会社等に提供される個人データ	情報提供の手段
団体保険契約の事務手続き	保険金請求時の必要書類に記載される個人データ (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)	加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エール・サポート・福井の4社をいいます。

新規加入・更新の時期になりました！

所得補償保険

保険金お支払い事例 3A型(月々3,350円)でご契約の30歳Aさんの場合(月額補償額252千円)の場合

1 階段から転び足首を骨折、2週間入院および自宅療養

- 最初の4日間が入院の場合、最初の4日間もお支払いの対象
- 入院および自宅療養の14日間がお支払対象になります
- 252千円×14日間/30日=117,600円

約11万円
お支払い



2 人間関係のトラブルから「うつ病」で半年間自宅療養

- 就業不能180日間のうち、4日間は支払対象外
- 自宅療養の176日間がお支払対象になります
- 252千円×5ヶ月+252千円×26日間/30日=1,478,400円

約147万円
お支払い



募 集
スケジュール等

- 申 込 方 法 ①新規加入の方は、所属所の共済組合事務担当課でパンフレット一式をお受け取りいただき、添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
- ②継続加入の方は、内容等変更がある方のみ、パンフレットに添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属所の共済組合担当課に提出してください。

申込締切日 令和5年12月8日(金曜日)
保 険 期 間 令和6年4月1日から1年間

団体ゴルファー保険

ゴルファー保険 ゴルフライフを万全の備えで！

「ゴルフ場外」での事故は保険の対象外になります。(ただし、賠償事故についてはゴルフ場外でも対象となります。)
「ゴルフ場外」とは、ゴルフの練習、または競技を行う施設で、施設の利用については、料金を徴するものをいいます。(パターゴルフ等は対象から外れます。)

補償内容		年間保険料
		4,000円
傷 害	死亡・後遺障害	190万円
	入院1日につき	2,850円
	通院1日につき	1,900円
ゴルフ用品の損害		12万円
ホールインワン・アルバトロス費用		20万円
賠償責任(自己負担額なし)		1億円

一般保険料の
5%
引き!

募 集
スケジュール等

申 込 方 法 パンフレットに添付しました振込用紙及び加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、振込用紙では保険料を最寄の福井銀行窓口にてお振込みください。加入依頼書は、次の①、②のどちらかで提出ください。

- ①継続加入の方は加入依頼書を返信用封筒で郵送してください。
②新規加入の方は所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

申込締切日 令和5年11月10日(金曜日)
保 険 期 間 令和5年12月15日から1年間

令和6年度新規加入・更新のご案内が始まります！ (令和5年11月初旬～)

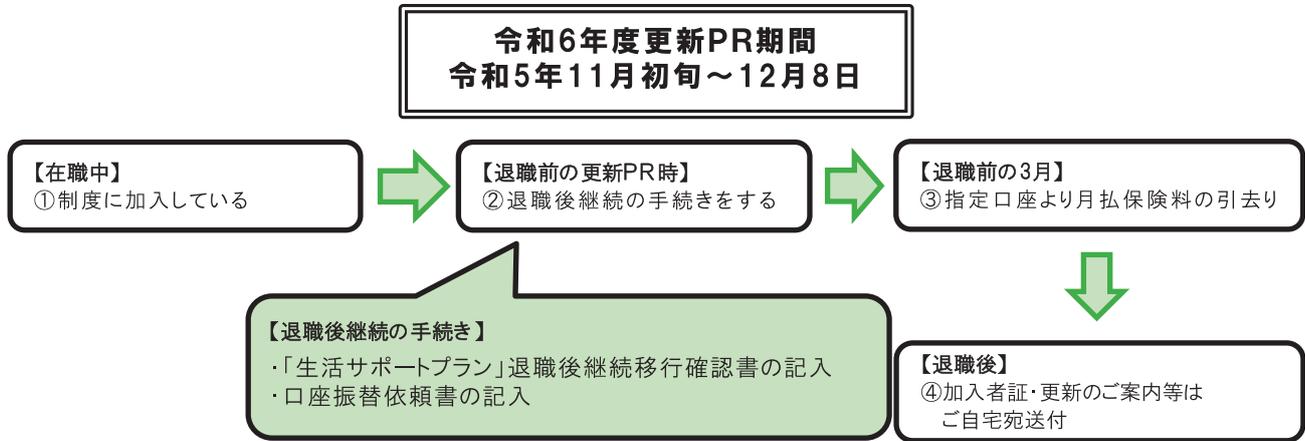
制度内容

制度名称	給付内容	退職後継続
生活サポートプラン	公的遺族年金を補完する制度です。死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。なお保険金は、年金形式で受け取ることができます。	
医療保障保険	病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。入院給付金は日額3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の金額をお支払いします。 ※8,000円については、本人のみの取扱いとなります。	退職後も 保険年齢69歳 までの保障が 確保できます
Wide 医療	疾病・傷害による手術給付、7大疾病(三大疾病+所定の生活習慣病)(注)による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術等を幅広く補償します。 (注)三大疾病とはがん(上皮がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。	
職場復帰支援制度	就業不能状態が不支給期間を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。就業不能状態の場合の収入の減少に備えます。 (注)入院だけではなく、医師の指示による自宅療養も対象となります。	退職後 継続なし
健活キャッシュバック対象 三大疾病支援制度	3つの特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。また、三大疾病に関連の深い四疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)を加えた7大疾病、上皮内新生物の治療費等をトータルサポートします(特約を付加した場合)。	退職後も 保険年齢69歳 までの保障が 確保できます
傷害総合保険	不慮の事故による入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも、賠償責任保険金、介護保険金や携行品損害保険金の給付もあります。	一時払退職後 傷害保険 (保険期間10年間)
所得補償保険	ケガ・病気によって就業不能(治療のため入院または自宅療養)となり、求職・退職時の収入を最大65歳まで補償します。 ●本人および有識の配偶者が加入できます。 ●無事故の場合は、掛金の20%をお返しします。 ●医師の指示による自宅療養期間も、保険のお支払いの対象です。 ●入院による就業不能は、1日目からお支払いします。	退職後 継続なし

一般保険料の10%引き

「生活サポートプラン」は退職後も 保険年齢69歳までの保障が確保できます！

退職後継続手続きの流れ



【お願い】

今年度末までにご退職されるご加入者の方は、継続の意思確認が必要となります。
つきましては、以下の手順にてお手続きをお願いします。

- ①所属所の共済組合事務担当課または(有)エル・サポート・福井までご連絡をお願いします。
- ②所属所に制度推進員がPR期間中訪問しますので、お手続きをお願いします。

ご案内スケジュール(予定)

令和5年	10月 下旬	●「所得補償保険」更新PR開始
	11月 初旬	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 ・「職場復帰支援制度」・「傷害総合保険」・「Wide医療」 更新募集開始 ※所属所に制度推進員が訪問し、ご案内を行います。
	12月8日(金)	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 ・「職場復帰支援制度」・「傷害総合保険」・「Wide医療」 ・「所得補償保険」 申込締切日
令和6年	4月 1日(月)	●更新日

制度内容等の詳細は、パンフレットをご参照ください

MY-A-24-他-000022

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱店
有限会社 エル・サポート・福井
〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1
福井県自治会館 5階
TEL (0776) 52-0133
FAX (0776) 52-0134

LIFE SUPPORT

忘年会は越路で決まり

定番の会席や鍋料理など仲間同士やご家族などで
豪華な宴会をお楽しみ下さい。

幹事さん安心の
飲み放題もあります! **2時間制**

男性 2,300円(税込) 女性 1,800円(税込)

- ・瓶ビール
- ・日本酒(冷酒除く)
- ・焼酎(グラス・ボトル)
- ・ソフトドリンク

人気の別注料理

- ★鶏のから揚げ
- ★天ぷら盛合わせ
- ★フライドポテト
- ★枝豆
- ★おにぎり



お造り盛合わせ



あわび踊り焼き



花コース(イメージ)

【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

大人	閑散期	通常期	繁忙期
風コース	11,200円	11,900円	13,000円
月コース	12,400円	13,100円	14,200円
花コース	13,600円	14,300円	15,400円

～工事のお知らせ～

11月末まで3階西側客室のリニューアル工事を行う予定です。工事期間中も営業しておりますが、ご提供のお部屋の数に制限がございます。
皆様にはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、詳細につきましてはお電話にてお問い合わせ下さい。



ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151
FAX:0776-77-3868
HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路



共済だより R5.10



RIZAPの オンラインセミナーを アーカイブ配信します！



RIZAPオンライン運動セミナー スタートアップ編

令和5年8月19日にzoom開催したRIZAPのオンライン運動セミナーを、アーカイブ配信します。

RIZAPトレーナーと一緒にトレーニングを行うセミナーです。器具などを使わず自重でできるので、オフィスでも自宅でも実践可能！

筋力トレーニングの方法やメリットを楽しく学べます。



配信期間

令和5年10月1日～10月31日

アーカイブ
動画配信



https://zoom.us/rec/play/HIUp90mHZqZmW8LtwUz_y-UnOgu_B2E7r455RbrEEMPxZZ378g44zfBQByZuBKKzNwtfxC6No_FlpnUI.aX_sBGKnklvZu3N2



50代女性 キツいと思っていましたが、
分かりやすくして簡単に、
さらに効き目があって良かった。



40代男性 オンラインだったので
家族と一緒に参加できた。



※セミナー開催後アンケート集計 2020年10月～2021年7月 N=10,613

こんな情報が得られます

- ・ カラダ診断で今の状態を確認できます
- ・ 運動不足解消になる
- ・ 運動知識が身に付き、習慣化する大切さが分かる
- ・ 正しいフォームが身に付き、実践できる
- ・ 運動とセットで実践できる食事のポイントが分かる

ご準備いただくもの

- ・ PCまたはスマートフォン
- ・ 筆記用具、メモ用紙
- ・ マットorバスタオルなど床に敷けるもの
- ・ 椅子
- ・ 水分

動きやすい服装で



■ 対象者
組合員およびご家族の皆様

■ お問い合わせ
健康管理課 0776-52-7301